

保護者の皆様へ

船橋市長 松戸 徹
(公印省略)

令和7年度からの警報等発令時の放課後ルームの対応について

日頃から、放課後ルーム事業につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。
気象情報で警報等が出ている場合の放課後ルームの対応につきましては、児童の安全確保を徹底するため、下記のと通りの対応とさせていただきますので、確認をお願いします。

記

●対応の基本方針

- ・これまでは気象庁の予報で「千葉県北西部」または「船橋市」に警報等が発令されている場合に対応しておりましたが、今後は、「船橋市」に警報等が発令された場合に対応いたします。
- ・警報等とは、特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）、警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）が対象となります。（以下「警報」）
- ・土曜日や長期休業中に午前7時の時点で警報が発令されている場合は、午前10時半の警報で判断します。（小学校のある平日に休校となった場合も、午前10時半の警報で判断）
- ・放課後ルーム開所中に、警報が発令された場合は、放課後ルームからメール配信、またはお電話することがありますので、児童のお迎えをお願いします。なお、ご家庭の事情により、児童の一人帰りを希望される場合は、放課後ルームへご連絡ください。

「船橋市」の気象を確認	時間	警報の状況	メール または電話	放課後ルームの対応
特別警報(波浪・高潮除く) 警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報	午前7時	警報「解除」の場合	○	・8時にルーム開所（土曜日・夏休み等） ・小学校がある日は放課後から開所します
		警報「継続」の場合	○	・児童は自宅待機 ・10時半の警報の発令状況を確認
	午前10時半	警報「解除」の場合	○	・12時半からルーム開所
		警報「継続」の場合	○	・放課後ルーム臨時休所
	放課後ルーム開所中	警報が発令された場合	○	・一人帰り・外出を取り止め お迎えを依頼

●気象警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネットで保護者が確認してください（放課後ルームからのメール配信が遅れる場合があります）。

●その他

- ・臨時休所になった場合でも、児童育成料（おやつ代含む）の返金はいたしません。